

目 次

1. 国境を越えた役務提供に対する消費税制度の概要	1
(1) 電気通信利用役務の提供に係る国内取引の判定基準の変更	1
① 内外判定の改正	1
② 改正後の内外判定の注意点	2
(2) 電気通信利用役務の提供の意義	3
① 内容	3
② 電気通信利用役務の提供に該当する取引の具体例	3
③ 電気通信利用役務の提供に該当しない取引の具体例	5
(3) 事業者向け電気通信利用役務の提供の取扱い(リバースチャージ方式の導入)	6
(4) 消費者向け電気通信利用役務の提供の取扱い	7
(5) 用語の意義	8
① 特定資産の譲渡等の意義	8
② 特定仕入れ及び特定課税仕入れの意義	8
③ 国外事業者の意義	8
2. 事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者の取扱い	9
(1) 事業者向け電気通信利用役務の提供の具体例	9
① 意義	9
② 具体例	9
(2) リバースチャージ方式の経理処理	11
① 法人税法基本通達について	11
② 税込経理方式の場合の経理処理	12
③ 税抜経理方式の場合の経理処理	15
④ 控除対象外消費税の取扱い	18
(3) リバースチャージ方式の課税標準の計算	19
① 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	19
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	19
③ 課税標準額	19
④ 課税標準額に対する消費税額	19
(4) リバースチャージ方式の仕入税額控除の計算	20
① リバースチャージ方式の適用除外	20
② 当課税期間における課税売上高の計算	21
③ 課税売上割合の計算	22
④ 全額控除方式の場合の計算方法	23
⑤ 個別対応方式の場合の計算方法	23
⑥ 一括比例配分方式の場合の計算方法	24
⑦ 免税事業者から提供を受けた特定課税仕入れ	25

(5) リバースチャージ方式の申告書等の記載方法	26
① 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の 内訳書（申告書別表）の記載方法	26
② 付表 2 の記載方法	28
③ 申告書の記載方法	30
④ 付表 1 の記載方法	32
⑤ 付表 2- (2) の記載方法	33
(6) その他の留意点	34
① 納税義務の留意点	34
② 役務の提供を受けた者が納税義務者となる旨の表示がない場合	34

3. 消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者の取扱い 35

(1) 消費者向け電気通信利用役務の提供の具体例	35
① 意義	35
② 具体例	35
③ 消費者向け電気通信利用役務の提供の表示	36
(2) 消費者向け電気通信利用役務の提供の経理処理	37
① 税込経理方式の場合の経理処理	37
② 税抜経理方式の場合の経理処理	38
(3) 登録国外事業者からの役務提供に係る仕入税額控除の計算	39
① 登録国外事業者の判定	39
② 消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合の計算の流れ	39
③ 登録国外事業者が発行する請求書等への記載事項	40
④ 登録日以前の「消費者向け電気通信利用役務の提供」 の仕入税額控除	41
⑤ 当課税期間における課税売上高及び課税売上割合の計算	41
⑥ 全額控除方式の場合の計算方法	41
⑦ 個別対応方式の場合の計算方法	41
⑧ 一括比例配分方式の場合の計算方法	42
(4) 登録国外事業者以外の事業者からの役務提供に係る仕入税額控除の計算	43
① 当課税期間における課税売上高及び課税売上割合の計算	43
② 仕入税額控除の各計算方法における処理	43
③ 控除対象外消費税の取扱い	43
(5) 消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合の申告書等の記載方法	44
① 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の 内訳書（申告書別表）の記載方法	44
② 付表 2 の記載方法	44
③ 申告書の記載方法	44
④ 付表 1 の記載方法	44
⑤ 付表 2- (2) の記載方法	44
(6) その他の留意点	45
① 消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合の納税義務	45
② 電気通信利用役務の提供の取扱いのまとめ	45

4. 事業者向け電気通信利用役務の提供を行った国外事業者の取扱い…………… 46

- (1) 事業者向け電気通信利用役務の提供を行った場合の手続き…………… 46
 - ① 内容…………… 46
 - ② 事業者向け電気通信利用役務の提供である旨の表示義務…………… 46
- (2) 事業者向け電気通信利用役務の提供を行った場合の課税標準の計算…………… 47
- (3) 事業者向け電気通信利用役務の提供を行った場合の納税義務…………… 47

5. 消費者向け電気通信利用役務の提供を行った国外事業者の取扱い…………… 48

- (1) 消費者向け電気通信利用役務の提供を行った場合の手続き…………… 48
 - ① 国外の事業者が登録国外事業者に該当する場合…………… 48
 - ② 国外の事業者が登録国外事業者に該当しない場合…………… 48
- (2) 登録国外事業者の取扱い…………… 49
 - ① 登録国外事業者の意義…………… 49
 - ② 登録国外事業者の申請方法…………… 49
 - ③ 登録国外事業者が発行する請求書等への記載事項…………… 49
 - ④ 事業者向け電気通信利用役務の提供のみを行っている場合…………… 50
 - ⑤ 登録国外事業者以外の事業者との相違点…………… 50
- (3) 消費者向け電気通信利用役務の提供を行った場合の課税標準等の計算…………… 51
 - ① 課税標準額の計算…………… 51
 - ② 当課税期間における課税売上高の計算…………… 51
 - ③ 課税売上割合の計算…………… 51
- (4) 消費者向け電気通信利用役務の提供を行った場合の納税義務…………… 52
 - ① 登録国外事業者の納税義務…………… 52
 - ② 登録国外事業者以外の事業者の納税義務…………… 52

6. 芸能・スポーツ等の役務提供に対する消費税制度…………… 55

- (1) 本制度の具体例…………… 55
 - ① 特定役務の提供の範囲…………… 55
 - ② 特定役務の提供から除かれるもの…………… 56
- (2) リバースチャージ方式の処理方法…………… 57
 - ① リバースチャージ方式の計算方法…………… 57
 - ② リバースチャージ方式の適用除外…………… 57
 - ③ 特定役務の提供である旨の表示…………… 57
- (3) 本制度における申告書等の記載方法…………… 58

講師プロフィール…………… 59

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成29年4月1日確定法令 等に基づき作成しております。別配布の「『消費税リバースチャージ』講座の補足事項について」を合わせてご確認下さい。

1. 国境を越えた役務提供に対する消費税制度の概要

近年は、インターネット等が急速に普及し、国外の事業者と国内の事業者（又は消費者）とのクロスボーダー取引が頻繁に行われることとなった。この国外の事業者との電子商取引と国内の事業者との電子商取引につき、消費税の取扱いの違いにより課税上弊害が生じることとなったことから、平成 27 年 10 月 1 日以後に行われる国外の事業者から電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引につき消費税が課税されることとなった。

また、このクロスボーダー消費税制度において、国外の事業者から電気通信回線を介して行われる一定の役務の提供については、その役務提供を受けた国内の事業者が消費税の納税を行う、いわゆるリバースチャージ方式が導入されることとなった。

(1) 電気通信利用役務の提供に係る国内取引の判定基準の変更

① 内外判定の改正

平成 27 年 10 月 1 日以後に行われる国外の事業者から国内の事業者・消費者に対し電気通信回線（インターネット等）を介して配信される電子書籍・音楽・広告等の役務の提供（以下「電気通信利用役務の提供」という。）については、国内取引の判定基準を『役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地』から『役務の提供を受ける者の住所等（個人の場合には住所又は居所、法人の場合には本店又は主たる事務所の所在地）』に改正された。

【国内取引の判定】

イ 電気通信利用役務の提供の場合

（改正後） 役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所等の所在地で判定

（改正前） 役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地で判定

ロ 上記イ以外の場合（改正なし）

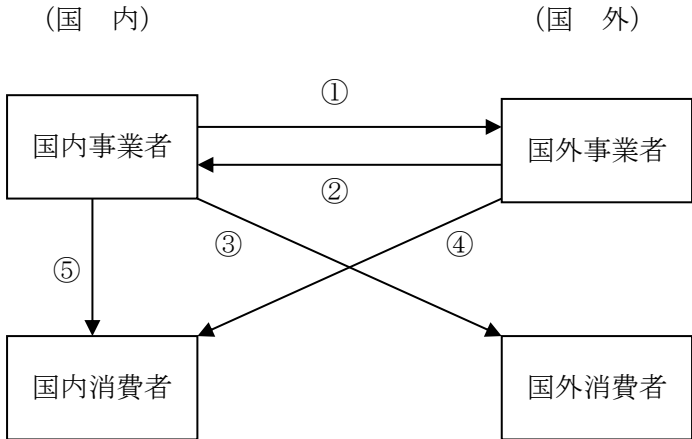
役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地で判定

※ 上記改正により、国外の事業者が行う電気通信利用役務の提供につき国内取引となり、課税取引となる。

② 改正後の内外判定の注意点

上記①の改正により、電気通信利用役務の提供については、当該役務の提供を行う者及び当該役務の提供を受ける者に応じた改正前及び改正後の課税関係は、次のとおりとなる。

【改正前及び改正後の課税関係】



取引	改正前	改正後
①国外への輸出取引	国内取引：輸出免税※	国外取引：不課税
②国外からの輸入取引	国外取引：不課税	国内取引：課税
③国外への輸出取引	国内取引：輸出免税※	国外取引：不課税
④国外からの輸入取引	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤国内消費者への取引	国内取引：課税	国内取引：課税

※ 輸出証明等の要件を満たすものに限る。

上記のように、国内の事業者が国外の事業者又は消費者に対して電気通信利用役務の提供を行った場合（①及び③）には、改正前は輸出免税売上げとして処理していたものが、改正後は不課税売上げとなるので注意が必要である。

また、国内の事業者が電気通信利用役務の提供を受けた場合には、相手先の事務所等の所在地に関わらず国内取引となり課税仕入れとなるが、相手先が国外事業者で登録国外事業者でない場合には、当分の間、仕入税額控除を行うことができないこととなる。